三島市屋外広告物誘導整備地区「東駿河湾環状道路沿道地区」許可基準の概要

表示面積 3㎡以内 かつ片面のみの表示

案内図板等の設置場所から、当該案 内図板等に表示されている全ての事 業所等の敷地までの道のり

20キロメートル以内

相互間距離

前後方向に5m、左右方向に 0.5m 内に別の案内図板等が掲出されて いない、又は掲出予定がない

板面の縦の長さ 1.5m以下 板面の横の長さ 「縦<横」

森とお花のテーマパーク

せせらぎ植物園



板面の角度

東駿河湾環状道路の中心線に対 し、おおむね垂直

90°

案内表示の面積

板面の表示面積の1/3以上

写真、絵(イラスト、商標等)は表示してはならない。

色彩

•地

色相 10YR、かつ明度 3以上 6以 下、彩度1以上6以下

・文字、地図、矢印の色彩 色相 10YR、かつ明度8以上

板面で使用できる色数

- ·地 1色
- •文字、地図、矢印 3色以内

脚の色

ダークブラウン (10YR2/1)

地図•矢印

地図又は矢印を表示

電飾設備

動光、点滅照明、ネオン照明、光源 が露出した物(案内広告を直接照ら すものを除く。)は使用不可

設置場所

各インターチェンジ近くに設置することが望ましい

【既存不適格広告物の取扱い】

現在、地区内において、表示等の許可を受けて表示している案内図板等については、屋外広告物誘導整備地区に指定された日(平成27年3月26日)から3年間(平成30年3月25日まで)は、引き続きこれらを表示し、または設置することができます。

※注意 更新の日から3年間ではありません